

未届盗難被害届及び追加被害届の運用について（例規通達）

この度、「未届盗難被害届及び追加被害届の運用について」を制定し、犯罪捜査規範（昭和 32 年国家公安委員会規則第 2 号）第 61 条第 2 項に規定する様式第 6 号の被害届（以下「既届用被害届」という。）の様式以外に、未届盗難被害届及び追加被害届の様式を定め、平成 13 年 9 月 1 日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、「未届盗難被害届、自転車盗用被害届等の様式について」（平成 3 年 8 月 8 日付け富捜一第 426 号）は、廃止する。

記

第 1 未届盗難被害届

1 様式

別記様式第 1 号のとおり

2 記載要領

(1) 「電話番号」欄

自宅、職場等連絡がとり易い場所の電話番号を記載し、その番号の前に「自宅」「勤務先」「携帯」等と併記すること。

(2) 「未届の理由」欄

被害者が警察に届け出ていなかった理由を具体的に記載すること。

(3) その他の欄

既届用被害届の記載要領による。

3 運用上の留意事項

(1) 未届盗難被害届は、被害を届出していない盗難被害事件について活用するものであり、被害事実が確認できないものについては、この様式によらず参考人供述調書によって処理すること。

例えば、万引き事件等で被疑者が犯行を自供したが、被害物品は同種品であっても被害の数量等が把握できないような場合等である。

(2) 未届盗難事件は、被疑者の自供によって警察が認知する場合は多いと考えられるが、未届被害届を作成するため被害者から事情を聴くときは、自供に合わせるような誘導的な質問は避け、真相を確かめるように配慮すること。

また、被害者等の認識の範囲内で、被害の日時や被害品等を記載し、どのような理由で被害日時や被害品等を特定したのか、その根拠を明らかにしておくこと。

第 2 追加被害届

1 様式

別記様式第 2 号のとおり

2 記載要領

(1) 前書き中の「前に届出をした年月日、警察署、被害区分」欄

前に提出した被害届の届出日、届出警察署及び被害区分を記載すること。

(2) 「被害者の住居、職業、氏名、年齢」欄

前に提出した被害届の被害者と同じであれば、当該被害届の届出年月日、警察署名を記載すること。被害者が異なる場合は、年月日、警察署等の不動文字を削除して押印を求めた上、新たに被害者の住居、職業、氏名及び生年月日を記載すること。

(3) 「被害年月日時」欄

(2)により新たな被害者を記載した場合は、「同上」の不動文字を削除して押印を求めた上、前に提出した被害届の届出年月日、警察署及び当該被害届に同じである旨記載すること。

(4) 「被害の模様」欄

前に提出した被害届の被害の模様と同じであれば、そのまま「同上」とし、被害の模様が異なるときは、「同上」の不動文字を削除して押印を求めた上、空欄に新たな被害の模様を記載すること。

(5) 「被害金品」欄

追加のあった被害金品等を記載すること。

3 運用上の留意事項

追加被害届は、前に被害届を出した者が、さらに被害金品の追加を申し出た場合に作成するが、被害日時、場所又は被害の模様が著しく異なり、同様式により難しい場合は、従来どおり、供述調書を作成して処理すること。

※ 別記様式は省略